

平成26年度第9回役員会 議事要旨

日 時 平成27年2月13日（金） 13時10分～15時25分
場 所 学長室
出席者 和田学長，大矢理事，鈴木理事，海老名理事
欠席者 なし
陪席者 近藤副学長，関事務局長，石橋監事，末永監事

議事に先立ち，学長から，事前に通知していた「報告事項2. 小樽商科大学商学部及び大学院商学研究科の『ディプロマ・ポリシー』及び『カリキュラム・ポリシー』等の制定について」は2月6日開催学部教授会において成案が得られなかったため，取り下げることとする旨発言があった。

続いて，事前に配付している前回（1月13日）の役員会の議事要旨の確認が行われた。

議 案

1. 国立大学法人小樽商科大学中期計画の変更について

和田学長から，審議資料1に基づき，国立大学法人小樽商科大学中期計画の変更について追認の議案として諮られた。

本件については1月30日までに文部科学省に提出していることから，1月29日にさかのぼり，原案どおり議決された。

2. 国立大学法人小樽商科大学業務方法書の全部変更案について

和田学長から，審議資料2に基づき，国立大学法人小樽商科大学業務方法書の全部変更案について諮られ，審議の結果，原案どおり議決された。

議決後，和田学長から，本件については，2月23日までに文部科学省に業務方法書の変更案（暫定版）を仮提出することとし，3月16日開催の経営協議会に附議することとする旨発言があった。

報 告 事 項

1. 平成27年度運営費交付金内示額について

和田学長から、会議の進行上、報告事項1の報告を行った後、議案3の審議を行う旨説明が行われた後、報告資料1に基づき、平成27年度運営費交付金内示額について報告があった。

議 案

3. 平成27年度小樽商科大学予算編成方針について

和田学長から、報告事項1を踏まえて、審議資料3に基づき、平成27年度小樽商科大学予算編成方針について諮られ、審議の結果、原案どおり議決された。

4. 国立大学法人小樽商科大学組織・運営規程の一部改正（案）について

和田学長から、審議資料4に基づき、国立大学法人小樽商科大学組織・運営規程の一部改正（案）について諮られ、審議の結果、原案どおり議決された。

議決後、規程の一部改正のうち、第7条第3項、第9条第3項、第11条第3項に掲げる規定については、3月1日付けで施行し、その他の規定については、4月1日付けで施行することとする旨発言があった。

なお、今後、本学組織・運営規程の改正方針を踏まえ、小樽商科大学ビジネス創造センター規程及び学科会議規程の一部改正（案）については、次回2月18日に開催される学部・大学院合同教授会及び教育研究評議会に附議し、その他の内部規則等については、3月に開催される教授会等に改正案を附議する旨説明があった。

5. 教員就業規則の改正及び年俸制適用職員給与規程等の制定について

和田学長から、審議資料5に基づき、教員就業規則の改正及び年俸制適用職員給与規程等の制定について追認の議案として諮られた。

本件については2月1日付けで施行していることから、1月31日にさかのぼり、原案どおり議決された。

6. 国立大学法人小樽商科大学における研究活動の不正行為防止に関する規程の制定について

和田学長から、審議資料6に基づき、国立大学法人小樽商科大学における研究活動の不正行為防止に関する規程の制定について諮られ、審議の結果、原案どおり議決された。

議決後、和田学長から、本件については、2月18日開催の学部・大学院合同教授会及び教育研究評議会に附議することとする旨発言があった。

なお、本件について意見交換が行われた。

【意見交換の主な内容】

○第10条に規定する誓約書は、すべての構成員から必ず提出されるよう、効果的な働きかけを検討する必要がある。

最後に、和田学長から、次回の役員会については、平成27年3月2日（月）13時10分から開催する予定である旨、発言があった。

引き続き、役員懇談会が行われた。

以 上